

平成 29 年 4 月 5 日
都 市 局
まちづくり推進課

民間まちづくり活動促進・普及啓発事業の実施事業者の決定 ～民間主体によるまちづくりを推進します～

国土交通省は、平成 29 年度民間まちづくり活動促進・普及啓発事業について、実施事業者選定のため審査委員会を開催し、実施事業者として 3 者を決定しました。

今年度、実施事業者は、まちづくり活動企画立案ワークショップ、民間まちづくり実践セミナーの開催、リノベーションまちづくりの全国普及などに取り組みます。

民間まちづくり活動促進・普及啓発事業は、民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業や、民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定に基づく施設整備等を含む社会実験・実証事業等に対して助成を行う事業です。

これまで、株式会社北九州家守舎によるリノベーションスクールが全国的な話題となるなど、まちづくりの現場における継続性のある活動を実践する人材の育成が行われてきました。

平成 29 年度の事業については、審査委員会において、8 者から応募のあった提案内容の中から、実施事業者として 3 者を決定しました。（委員等は別紙参照）

株式会社リノベリングが、さらなるリノベーションまちづくりの全国普及に、国立大学法人政策研究大学院大学が産学官連携による民間まちづくりモデル構築に取り組むほか、今回新たに北海道の会社が選定され、民間まちづくりの活動の普及啓発に取り組むこととなりました。

実施事業者の提案内容（実施事業者の所在地等については別紙）

事業者名	提案内容
株式会社ノーザンクロス	<ul style="list-style-type: none"> ・特定目的会社 (SPC) を活用したハード整備と継続的なまちづくりのための勉強会 ・まちづくり活動企画立案ワークショップ ・まちづくりリノベーション講座 ・情報発信
国立大学法人政策研究大学院大学	<ul style="list-style-type: none"> ・民間まちづくり実践セミナーの開催・ワークショップにおけるプロジェクト事業計画の具体化 ・セミナー修了後の産学官連携による民間まちづくりモデル構築と全国への普及促進
株式会社リノベリング	<ul style="list-style-type: none"> ・リノベーションまちづくりの全国普及のための仕組みづくり ・公務員リノベーションスクール ・The Renovation School の開催 ・全国の自治体・不動産オーナー・家守会社・ビジネスオーナーへのフォローアップ

(参考) 過去の取組事例など官民連携のまちづくりについては、下記 URL を参照ください。

http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html

【問い合わせ先】

国土交通省都市局まちづくり推進課 大水（内線：32562）、峯岸（内線：32575）

Tel 03-5253-8111（代表） 03-5253-8407（直通） FAX 03-5253-1589

<別紙>

1. 審査委員会の名簿等

委員会名称 まちづくり法人表彰等審査委員会

開催日 平成 29 年 3 月 17 日

委員長 奥野 信宏 中央大学理事

委員 遠藤 健 (株)日本政策投資銀行地域企画部課長

佐藤 滋 早稲田大学理工学術院教授

村木 美貴 千葉大学大学院工学研究科教授 (敬称略、五十音順)

2. 実施事業者一覧

名称	代表者	住所
株式会社ノーザンクロス	代表取締役 山重 明	札幌市中央区大通東 2-3-1 第 36 桂和ビル
国立大学法人 政策研究大学院大学	学長 白石 隆	港区六本木 7-22-1
株式会社 リノベリング	代表取締役 嶋田 洋平	豊島区南池袋 2-5-5 関口 TS ビル

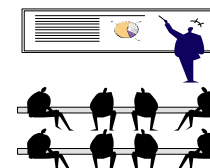
先進団体が実施する、これから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業や、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定に基づく施設整備等を含む実証実験等に助成する。これにより、民間まちづくり活動を広めるとともに、国際競争力の向上や地域活力の向上等を図る。

普及啓発事業

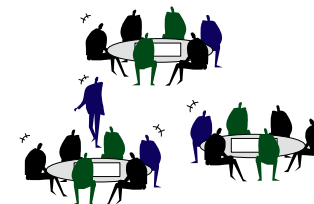
先進団体が持つ継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に水平展開する普及啓発事業

- i) 都市の課題解決をテーマとし、多様なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップを開催するなど、まちづくりの現場における現実の課題解決に向けた継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営
- ii) i) と連携しつつ、優れたまちづくり活動の普及啓発

【定額補助】 都市再生推進法人、景観協議会、市町村都市再生協議会、地方公共団体、大学又は民間事業者等（これらを構成員とするJVも含む。）



＜オリエンテーション&座学＞
基礎的知識をチーム合同で習得



＜現地スタディ/ワークショップ＞
地元関係者を巻き込んだWS形式による現地スタディを集中的に行い、事業実現に向けた実践的なノウハウを習得

社会実験・実証事業等

都市利便増進協定、歩行者経路協定、又は低未利用土地利用促進協定に基づく施設の整備・活用

- ・協定等に基づく広場の整備、通路舗装の高質化、街灯や街路樹の整備、駐輪場の整備 等
- ・広場等の公共空間を活用したイベント、オープンカフェ等の実施 等

【直接補助】 都市再生推進法人
補助率： 1/2以内(かつ、地方公共団体負担額以内)

まちの賑わい・交流の場の創出や都市施設の活用等に資する社会実験等

- ・空き地・空き店舗等の活用促進
- ・地域の快適性・利便性の維持向上
- ・地域のPR・広報 等

【直接補助】 都市再生推進法人、景観協議会、市町村都市再生協議会
補助率： 1/2以内 (かつ、地方公共団体負担額以内)

【間接補助】 民間事業者等
補助率： 1/3以内 (かつ、地方公共団体負担額の1/2以内)



取組み以前



オープンカフェ開設後

協定に基づくオープンカフェ等の都市利便増進施設の整備等によるまちの賑わい、交流の場の創出(イメージ)